

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和3年3月4日 9時00分～12時40分

出席委員：岩瀬委員長・柘植委員・下村委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	地域防犯力の向上を目的とした「まちの防犯診断」の実施	生活安全部	本 部 長 総 務 部 長
2	<small>こうのみやなおいしんじ</small> 国府宮 <small>こくふみや</small> 難追神事 <small>なんしゆじんじ</small> (はだか祭り)における雑踏警備の実施結果	地 域 部	生活安全部長 地 域 部 長
3	交通事故発生状況（令和3年2月末）	交 通 部	交 通 部 長 警 備 部 長
4	災害時における災害救助犬の出動に関する協定の締結	警 備 部	

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者	
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理（10件）	総 務 部	公安委員会執務官	
2 決裁	激励の上申（2件）		施 設 課 長	
3 決裁	知事の権限に属する事務の委任			
4 決裁	苦情の調査結果（2件）	警 務 部	住民サービス課長	
5 裁決	運転者区分決定に対する審査請求（6件）		訟 務 官	
6 報告	「見える活動」の適正評価と見える化	交 通 部	交通部参事官	
7 決裁	愛知県公安委員会事務専決規程等の一部改正		交 通 部	交 通 規 制 課 長
8 決裁	高速自動車国道等の新設に伴う交通規制の実施			
9 報告	名神高速道路の6車線化（一宮JCT～一宮IC）			
10 決裁	愛知県道路交通法施行細則の一部改正			
11 決裁	名古屋第二環状自動車道の延伸に伴う三重県警察との協定の改正			
12 決定	聴聞等の実施結果・決定 69件	総 務 部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官	

議事の概要

1 全体審議

(1) 生活安全部

地域防犯力の向上を目的とした「まちの防犯診断」の実施

生活安全部長から、

「地域防犯力の向上を目的として、『まちの防犯診断』と称し、警察官と防犯設備士等による犯罪多発学区等の防犯診断を実施し、自治会、自治体等の関係者に対して、防犯上の危険箇所を明らかにするとともに、防犯設備の設置が必要な箇所等を提示して、防犯環境の改善や自主防犯活動を総合的に促進する」

旨の報告があった。

委員から、

「この取組が防犯環境の改善は元より、『自分の身は自分で守る活動』など県民の自主防犯活動につながれば良い」

旨の発言があった。

(2) 地域部

こうのみやなおいしんじ
国府宮儺追神事(はだか祭り)における雑踏警備の実施結果

地域部長から、2月24日(水)に実施したこうのみやなおいしんじ国府宮儺追神事(はだか祭り)における雑踏警備の結果について、

「警察官135人体制で自主警備員と連携して雑踏警備を実施した結果、雑踏事故の発生はなかった」

旨の報告があった。

(3) 交通部

交通事故発生状況(令和3年2月末)

交通部長から、

「交通事故死者数は、2月中10人で前年と同数であった。

2月中の交通死亡事故の主な特徴としては、

- 高齢者が多発・増加
- 歩行者が多発
- 西尾張が多発・増加

3月中の主な取組は、

- 交差点対策強化旬間の実施
- 飲酒運転対策
- 白バイの集中運用

である」

旨の報告があった。

委員から、

「運転免許の有無によって、高齢者の交通安全意識に差がある可能性がある。意識や知識を高めることは容易ではないが、何らかの対策を講じる必要がある」

旨の発言があった。

(4) 警備部

災害時における災害救助犬の出動に関する協定の締結

警備部長から、

「本県警察では、災害救助等を目的とした警備犬が整備されているが、災害発生時の捜索活動等が広範囲、長期化した場合において、本協定に基づき民間の災害救助犬等と協力して、被災者の救出救助活動を迅速かつ円滑に実施することを目的として、協定を締結する。

今回、協定を締結する団体は、公益社団法人日本警察犬協会愛知支部の内部組織である『捜索救助犬愛知』で、調印式は3月11日（木）に行う」旨の報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（10件）

公安委員会執務官から、

2月26日までに届いた公安委員会宛の文書10件について報告があり、公安委員会は「警察官の言動に関する申出」を警察法79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決裁した。

(2) 激励の上申

公安委員会執務官から、

- 錦三丁目地内における賭博開張図利等事件合同捜査本部
 - 中国人らによる入管法違反（在留カード偽造）等事件合同捜査本部
- に対する激励の上申について説明があり、決裁した。

(3) 知事の権限に属する事務の委任

施設課長から、

「愛知県公有財産規則の一部改正により、行政財産の使用許可に関する事務の一部の委任について、警察署等の長に委任される事務の範囲が変更となるため、協議の申し入れが知事から公安委員会宛てになされており、事務の合理化につながり、支障がないと認められることから協議事項について了承する」

旨の説明があり、決裁した。

(4) 苦情の調査結果（2件）

住民サービス課長から、

公安委員会宛での「交通取締りに関する苦情」及び「交通取締り時の対応に関する苦情」について、調査結果の報告並びに申出者に対する通知文案の提示及び説明があり、いずれも原案どおり決裁した。

(5) 運転者区分決定に対する審査請求（6件）

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求6件について、請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、いずれも原案どおり裁決した。

(6) 「見える活動」の適正評価と見える化

交通部参事官から、交通街頭活動における「見える活動」の適性評価と見える化について報告があった。

(7) 愛知県公安委員会事務専決規程等の一部改正

交通規制課長から、「道路交通法等の一部改正等に伴い、愛知県公安委員会事務専決規程等について必要な改正を行う」旨の説明があり、決裁した。

(8) 高速自動車国道等の新設に伴う交通規制の実施

交通規制課長から、「高速自動車国道等の新設に伴い、最高速度規制のほか関連する各種交通規制を実施する」旨の説明があり、決裁した。

(9) 名神高速道路の6車線化（一宮JCT～一宮IC）

交通規制課長から、「名神高速道路『一宮JCT～一宮IC』間において、ネクスコ中日本は渋

滞対策として、交通容量を拡大するために既存幅員の車線運用を見直し、現行4車線から車線幅員、路肩幅員を縮小し6車線を確保する」旨の報告があった。

(10) 愛知県道路交通法施行細則の一部改正

交通規制課長から、

「自動車の積載物の高さの制限に係る公安委員会が指定する道路について、路線及び区間の追加がなされるほか、東海北陸自動車道一宮稲沢北インターチェンジの供用開始に伴い、『愛知県道岐阜稲沢線』が自動車専用道路に指定されるため愛知県道路交通法施行細則の一部を改正する」旨の説明があり、決裁した。

(11) 名古屋第二環状自動車道の延伸に伴う三重県警察との協定の改正

高速道路交通警察隊長から、

「本年5月、名古屋第二環状自動車道の延伸区間（名古屋西JCT～飛島JCT間）が供用開始となることから、愛知県公安委員会と三重県公安委員会との間で締結されている協定を見直し、両県の管轄区域外における職権行使の範囲を明確にする」旨の説明があり、決裁した。

(12) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及聴聞官から、

- 運転免許の取消処分等に関する意見の聴取等結果 64件
- 風俗営業等の営業停止処分に関する聴聞結果 3件
- 客待ち行為等の再発防止命令に関する聴聞結果 1件
- 銃砲の所持許可取消処分に関する聴聞結果 1件

について報告があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和3年3月11日 9時00分～11時40分

出席委員：岩瀬委員長・那須委員・柘植委員・小笠原委員・下村委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	主要事件の検挙	生敵全部	本 部 長 総 務 部 長
2	報告 右折分離方式信号の整備による交差点安全対策の推進	交通部	生活安全部長 地 域 部 長 刑 事 部 長
3	行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可（令和3年2月中）	警備部	交 通 部 長 警 備 部 長

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	決裁 公安委員会宛文書等の受理（8件）	総務部	公安委員会執務官
2	裁決 刑事収容施設法における公安委員会に対する再審査の申請		留置管理課長
3	報告 人事案件	警務部	警 務 部 長
4	決裁 愛知県警察の組織に関する規則の一部改正		警 務 課 長
5	報告 監察案件		首 席 監 察 官
6	決裁 行政事件の発生及び応訴（執行停止申立事件）		訟 務 官
7	報告 郵送による運転免許の自主返納の受理	交通部	運転免許課長
8	報告 東京2020オリンピック聖火リレー開催に伴う小型無人機等の飛行禁止地域の指定	警備部	警備総務課長
9	決定 聴聞等の実施結果・決定 3件	総務部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 生活安全部

主要事件の検挙

生活安全部長から、
海外を拠点にした児童ポルノ販売サイト関連者らの検挙概要
について報告があった。

(2) 交通部

右折分離方式信号の整備による交差点安全対策の推進

交通部長から、
「当県の交通死亡事故はその多くが交差点内で発生しており、特に右折
車両による事故が多発している。そこで、右折車両と横断歩行者等との衝
突を防止するとともに、交通の円滑性を確保する取組として、矢印信号制
御による右折分離方式の歩車分離式信号を重点的に整備していくこととし
た」
旨の報告があった。

委員から、

「信号交差点では、右折車両は、対向直進車両が接近する前に素早く右
折しようとし、一方で、右折先の横断歩道に歩行者がいれば、止まらなけ
ればならない。この『スピードを上げる』と『止まる』という相反する意
識と動作が瞬時に重なる中で、交通事故が起きるのだと思う。右折分離方
式信号の整備により、右折車両と横断歩行者を完全に分離し、交差点事故
のリスクを軽減するという考え方は、とても理にかなっている」
旨の発言があった。

(3) 警備部

行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可（令和3年2月中）

警備部長から、2月中の行進又は集団示威運動に関する条例の取扱状況について、

「9件の許可申請を受理し、全て許可した」旨の報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（8件）

公安委員会執務官から、

3月5日までに届いた公安委員会宛の文書8件について報告があり、公安委員会は「警察官の言動に関する申出」を警察法79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決裁した。

(2) 刑事収容施設法における公安委員会に対する再審査の申請

留置管理課長から、刑事収容施設法に基づく再審査の申請について、申請内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、原案どおり裁決した。

(3) 人事案件

警務部長から、
人事案件
について報告があった。

(4) 愛知県警察の組織に関する規則の一部改正

警務課長から、
「令和3年度春季組織改正等に伴い、愛知県警察の組織に関する規則について必要な改正を行う」
旨の説明があり、決裁した。

(5) 監察案件

首席監察官から、
監察案件
について報告があった。

(6) 行政事件の発生及び応訴（執行停止申立事件）

訟務官から、
仮運転免許取消処分執行停止申立事件の発生及び応訴方針等
について説明があり、決裁した。

(7) 郵送による運転免許の自主返納の受理

運転免許課長から、
「運転免許の自主返納に係る申請は、運転免許試験場、東三河運転免許センター、警察署（中部空港警察署を除く。）及び一部の幹部交番で受理しているところであるが、コロナ禍において、人と人との接触機会を可能な限り減らすことが重要となるため、運転免許の自主返納の申請を郵送でも受け付け、コロナ禍における新しい生活様式を実践するとともに、県民の利便性向上を図ることとした」
旨の報告があった。

(8) 東京2020オリンピック聖火リレー開催に伴う小型無人機等の飛行禁止地域の指定

警備総務課長から、

「令和3年4月5日及び6日、愛知県内において東京2020オリンピック聖火リレーが開催される。これに伴い県下の聖火リレールート及びその周囲300メートルの地域が、文部科学大臣により小型無人機等の飛行禁止地域に指定され、適用除外者を除き、何人も対象地域での小型無人機等の飛行が禁止される」旨の報告があった。

(9) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、
風俗営業等の営業停止処分に関する聴聞結果 3件
について報告があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和3年3月18日 8時45分～12時00分

出席委員：岩瀬委員長・那須委員・柘植委員・小笠原委員・下村委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	令和3年度愛知県警察広報大使の委嘱（継続）	総務部	本 部 長
2	「あいち地域安全戦略2023」の策定	生安全部	総 務 部 長
3	春の安全なまちづくり県民運動の実施		生活安全部長
4	報告 主要事件の検挙	刑事部	地 域 部 長
5	令和3年春の全国交通安全運動の実施	交通部	刑 事 部 長
6	「オウム真理教」風化防止対策の取組 ～ 地下鉄サリン事件から26年目にあたって～	警備部	交 通 部 長
7	4月の行事予定[書面報告]	警務部	警 備 部 長

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	決裁 公安委員会宛文書等の受理（9件）	総務部	公安委員会執務官
2	決定 自己情報開示請求に係る決定		
3	決定 行政文書開示請求に係る決定（2件）		
4	決裁 警察署協議会委員の辞職及び委嘱		
5	報告 愛知県警察公式チャンネル（ユーチューブ）の活性化		
6	決裁 苦情の調査結果	警務部	住 民 サ ー ビ ス 課 長
7	報告 監察案件		首 席 監 察 官
8	報告 令和3年度監察実施計画		
9	裁決 行政文書一部開示決定に対する審査請求		訟 務 官
10	裁決 運転免許拒否処分に対する審査請求		
11	裁決 運転免許取消処分に対する審査請求		
12	裁決 放置違反金等差押処分に対する審査請求	生安全部	人 身 安 全 対 策 課 長
13	報告 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施		
14	決裁 愛知県暴力団排除条例に基づく勧告の実施	刑事部	組 織 犯 罪 対 策 課 長
15	決裁 指定暴力団六代目山口組及び同神戸山口組に対する特定抗争指定暴力団等に係る指定期限の延長		
16	報告 警察職員の援助派遣	警備部	警 備 課 長
17	決定 聴聞等の実施結果・決定 54件	総務部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 総務部

令和3年度愛知県警察広報大使の委嘱（継続）

総務部長から、

「名古屋を中心に活動しているエンターテイメント集団である『BOYS AND MEN（ボーイズ アンド メン）』は平成27年度から、『祭nine .（まつりナイン）』、『BMK（ビーエムケー）』は平成30年度から愛知県警察広報大使として活動しているが、令和3年度もこの3グループに継続して委嘱し、引き続き各種広報活動を展開する」旨の報告があった。

(2) 生活安全部

ア 「あいち地域安全戦略2023」の策定

生活安全部長から、

「現行の『あいち地域安全戦略2020』の戦略期間が本年度末に満了となり、新たに『あいち地域安全戦略2023』が策定され、令和3年3月24日に公表される。警察としても『刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指す』を目標に掲げ、最重点項目は特殊詐欺、侵入盗及び自動車盗と定め、基本戦略は、

- 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上
- 犯罪の起きにくい社会づくり
- 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

とし、様々な施策、主要事業に取り組む」

旨の報告があった。

イ 春の安全なまちづくり県民運動の実施

生活安全部長から、

「『あいち地域安全戦略2023』に基づき、県民総ぐるみ運動の一環として、4月1日（木）から10日（土）までの10日間、地域住民、事業者、防犯ボランティア団体、自治体等と連携し『春の安全なまちづくり県民運動』を実施する。

運動の重点は、

特殊詐欺の被害防止

子供の犯罪被害防止

であり、重点に沿った取組により、県民の防犯意識を高め、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目指す」

旨の報告があった。

(3) 刑事部

主要事件の検挙

刑事部長から、

暴力団関係者を首魁とする覚醒剤密売グループの壊滅について報告があった。

(4) 交通部

令和3年春の全国交通安全運動の実施

交通部長から、

「4月6日（火）から15日（木）までの10日間、『春の全国交通安全運動』が実施されることから、街頭活動等を強化し、県民の交通安全意識の高揚と安全行動の定着を図る。

運動重点は、

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

自転車の安全利用の推進

歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

である」

旨の報告があった。

委員から、

「新入学児童の両親は、子供が通学中に交通事故に遭わないか心配していると思うので、通学路において、可搬式オービス等による速度違反取締りを積極的に実施してほしい」

旨の発言があった。

(5) 警備部

「オウム真理教」風化防止対策の取組～ 地下鉄サリン事件から26年目にあたって～

警備部長から、

「本年3月20日に『地下鉄サリン事件』発生から26年が経過する。一連の凶悪事件を引き起こした『オウム真理教』の実態を風化させないため、この1年間、名古屋市交通局や名古屋市教育委員会、民間企業等の協力を得て、県内施設等で『オウム真理教風化防止広報資料（オウム真理教風化防止ポスターやビラ等）』を配布することにより、風化防止対策の取組を推進した。

今後も、県内の官民を問わず、あらゆる関係機関に協力を要請し、オウム真理教風化防止ポスターの掲示を依頼するなど、風化防止対策を強力に推進していく」

旨の報告があった。

(5) 警務部

4月の行事予定[書面報告]

警務部から、

4月の行事予定

について書面報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（9件）

公安委員会執務官から、
3月12日までに届いた公安委員会宛の文書9件
について報告があり、決裁した。

(2) 自己情報開示請求に係る決定

公安委員会執務官から、
公安委員会宛の自己情報開示請求に係る決定案
について説明があり、原案どおり決定した。

(3) 行政文書開示請求に係る決定（2件）

公安委員会執務官から、
公安委員会宛の行政文書開示請求に係る決定案2件
について説明があり、いずれも原案どおり決定した。

(4) 警察署協議会委員の辞職及び委嘱

公安委員会執務官から、
警察署協議会委員の辞職及び委嘱
について報告があり、1人の辞職及び後任者の委嘱について決裁した。

(5) 愛知県警察公式チャンネル（ユーチューブ）の活性化

広報課長から、
「愛知県警察公式チャンネルは、平成28年5月に開設して、これまで約
400本の動画を投稿し、現在約240本の動画が掲載されている。一部視聴回
数の多い動画はあるものの、認知度は高くないのが実状であるため、
○ 認知度の向上

- チャンネル内の整理
- セカンダリーチャンネルの設定

により、県警チャンネルの存在をより多くの県民に知ってもらい、動画視聴を促進させて、「警察行政に関する理解の深化を図る」旨の報告があった。

(6) 苦情の調査結果

住民サービス課長から、
公安委員会宛の「警察官の言動に関する苦情」について、調査結果の報告並びに申出者に対する通知文案の提示及び説明があり、原案どおり決裁した。

(7) 監察案件

首席監察官から、
監察案件
について報告があった。

(8) 令和3年度監察実施計画

首席監察官から、
令和3年度における監察実施計画
について報告があった。

(9) 行政文書一部開示決定に対する審査請求

訟務官から、行政文書一部開示決定に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、原案どおり裁決した。

(10) 運転免許拒否処分に対する審査請求

訟務官から、運転免許拒否処分に対する審査請求について、請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、原案どおり裁決した。

(11) 運転免許取消処分に対する審査請求

訟務官から、運転免許取消処分に対する審査請求について、請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、原案どおり裁決した。

(12) 放置違反金等差押処分に対する審査請求

訟務官から、放置違反金等差押処分に対する審査請求について、請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、原案どおり裁決した。

(13) ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施

人身安全対策課長から、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施について、

「令和3年2月中は、面会等要求、押し掛け等を理由に3件の禁止命令等を実施した。

また、押し掛け、面会等要求、粗野又は乱暴な言動等を理由に19件の警告を実施した」旨の報告があった。

(14) 愛知県暴力団排除条例に基づく勧告の実施

組織犯罪対策課長から、

「愛知県暴力団排除条例第25条の規定により、勧告を実施する」

旨の説明があり、決裁した。

(15) 指定暴力団六代目山口組及び同神戸山口組に対する特定抗争指定暴力団等に係る指定期限の延長

組織犯罪対策課長から、

「指定暴力団六代目山口組等については、抗争が終結したと認められないなどの理由から、特定抗争指定暴力団等として指定する期限を延長し、その旨を官報公示する」

旨の説明があり、決裁した。

(16) 警察職員の援助派遣

警備課長から、

「福島県公安委員会から本県公安委員会に対し、警察法第60条第1項の規定に基づく援助要求があり、本部長専決として警察職員を派遣する」

旨の報告があった。

(17) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 54件
について報告があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和3年3月25日 9時00分～11時40分

出席委員：岩瀬委員長・那須委員・柘植委員・下村委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	主要事件の検挙	刑事部	本 部 長 総 務 部 長 生活安全部長 地 域 部 長 刑 事 部 長 交 通 部 長 警 備 部 長
2	報告 「村上佳菜子」さんを起用した交通安全広報活動の推進	交通部	
3	東京2020オリンピック聖火リレー開催に伴う警備対策等の実施	警備部	

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	決裁 公安委員会宛文書等の受理（11件）	総務部	公安委員会執務官
2	決裁 激励の上申		
3	報告 令和2年度愛知県警察会計監査の実施結果		監 査 官
4	裁定 犯罪被害者等給付金支給裁定（2件）	警務部	住民サービス課長
5	決裁 苦情の調査結果		
6	裁決 運転者区分に対する審査請求（5件）		訟 務 官
7	報告 無罪事件の発生	刑事部	刑事総務課長
8	決定 聴聞等の実施結果・決定 2件	総務部	首席聴聞官 聴 聞 官

議事の概要

審議の途中、岩瀬委員長が県議会へ出席のため退席し、那須委員が代行を務め議事を進行した。

1 全体審議

(1) 刑事部

主要事件の検挙

刑事部長から、
持続化給付金に係る詐欺グループの検挙概要
について報告があった。

(2) 交通部

「村上佳菜子」さんを起用した交通安全広報活動の推進

交通部長から、
「県民の歩行者保護をはじめとする交通安全意識を高めるため、交通関係団体との連携の下、愛知県出身で元フィギュアスケート選手の村上佳菜子さんを交通安全大使に起用した広報活動を展開し、交通事故の抑止を図る」
旨の報告があった。

(3) 警備部

東京2020オリンピック聖火リレー開催に伴う警備対策等の実施

警備部長から、
本年4月5日及び6日、愛知県内において開催される東京2020オリンピック聖火リレー開催に伴う警備対策等の実施概要

について報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（11件）

公安委員会執務官から、
3月19日までに届いた公安委員会宛の文書11件
について報告があり、決裁した。

(2) 激励の上申

公安委員会執務官から、
持続化給付金不正受給詐欺事件合同捜査本部
に対する激励の上申について説明があり、決裁した。

(3) 令和2年度愛知県警察会計監査の実施結果

監査官から、
令和2年8月3日から令和3年2月26日までの間に実施された令和2年
度の愛知県警察会計監査の実施結果
について報告があった。

(4) 犯罪被害者等給付金支給裁定（2件）

住民サービス課長から、
遺族給付金支給裁定 2件
について説明があり、いずれも原案どおり裁定した。

(5) 苦情の調査結果

住民サービス課長から、
公安委員会宛の「犯罪捜査に関する苦情」について、調査結果の報告並びに申出者に対する通知文案の提示及び説明
があり、原案どおり決裁した。

(6) 運転者区分に対する審査請求（5件）

訟務官から、運転者区分に対する審査請求5件について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、いずれも原案どおり裁決した。

(7) 無罪事件の発生

刑事総務課長から、
無罪事件の発生
について報告があった。

(8) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、
風俗営業等の営業停止処分に関する聴聞結果 2件
について報告があり、行政処分を決定した。